

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

能代市長 齊藤 滋宣

| | |
|-------------------|-----------------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 能代市 (05202) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 天神地区 (下田平地区 麻生地区 小繋地区) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和7年11月18日 (第3回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・下田平地区、麻生地区では、基盤整備を実施済みであり、法人を中心に集積されている。
・小繋地区では、高齢化と後継者不足が深刻であり、今後中心となる経営体を見込めず、ほ場整備は困難である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・下田平地区、麻生地区では、既に法人を中心に集積されているため継続していく。高齢となっても、若い法人へ集積していくと思われる。
・小繋地区では、基盤整備等により法人等が受け入れやすい体制を整えられるよう検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積 | 164 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 104 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる農用地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| ・下田平地区、麻生地区では、既に法人を中心に集積されているため、継続していく。 ・小繫地区では、基盤整備等により、法人等の担い手へ受け入れてもらい集積できるよう検討する。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| ・下田平地区、麻生地区は、ほ場整備に伴い中間管理機構へ貸し付けている。 ・小繫地区については、基盤整備事業のタイミングで活用できるようにする。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| ・小繫地区について、基盤整備を実施することで、地区外の法人等へ受け入れてもらい集積したいが、現状、先に立つ者がいない状況である。また、まばらに地権者が存在しているため、相続登記の問題もある。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| ・市農業振興課、農業委員会、JA、土地改良区等の関係機関と連携し、多様な経営体の確保、育成に努めたい。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| ・必要に応じて活用を図る。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨その他 | |

【選択した上記の取組方針】

| |
|--|
| |
|--|